

## 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業PFI専門委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）におけるPFI専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置について、必要な事項を定める。

なお、本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づき実施することとする。

（所掌事務）

第2条 専門委員会は、本事業に関する次の事項を所掌する。

- （1）実施方針の検討
- （2）特定事業の選定の検討
- （3）民間事業者の募集要項の検討
- （4）民間事業者の選定基準・選定方法の検討
- （5）技術提案等の審査及び評価
- （6）民間事業者の選定
- （7）その他本事業の実施に必要な事項

（組織）

第3条 専門委員会は、委員7人以内で組織する。

2 専門委員会は、次に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者4人
- （2）浜松市水道事業及び下水道事業管理者
- （3）浜松市財務部長
- （4）浜松市環境部長

3 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項に定める者の中から、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開情報を扱うため、その全部を非公開とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平性及び客観性に留意して審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本事業に利害関係を有してはならない。

3 委員は、審査等を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、浜松市が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、浜松市上下水道部上下水道総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は専門委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。